

監事監査報告書

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中

私立学校法第37条3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づいて平成31年度(令和元年度)における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行った結果、令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

また理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認致します。

令和2年6月15日

監事

住所

北九州市、川崎区、星丘6丁目19-15

氏名

中尾俊彦

監事監査報告書

学校法人巨樹の会

理事会 御中

評議員会 御中

私立学校法第37条3項及び学校法人巨樹の会寄附行為第16条の規定に基づいて平成31年度(令和元年度)における業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行った結果、令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めます。

また理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認致します。

令和2年 6月19日

監事

〒810-0005 福岡市中央区清川1丁目9番19号
渡辺通南ビル405号

住 所

本岡総合法律事務所

氏 名

本岡 大祐